

## 高津区地域課題対応事業外部評価実施要領

平成 27 年 4 月 1 日  
26 川高企第 273 号

### 1 目的

この要領は、高津区地域課題対応事業の外部評価の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 評価実施事業

対象事業は、原則として高津区地域課題対応事業費で実施する事業のうちから、区長が選定する。

### 3 評価項目

主な評価項目	着 眼 点	評価結果
①事業内容の妥当性	事業のニーズがあるか、事業を実施することで市民のニーズに 대응されているか	1. 妥当である
②事業の目標設定と達成度	事業目標の設定が妥当であったか 目標に対して十分な達成が行えたか	
③事業の効率性と費用対効果	効率的な事業執行が行えているか 事業予算に対して十分な事業効果があるか	
④協働の視点	市民との協働により事業を行えているか 事業に協働の視点を取り入れることができるか	2. 改善・検討が必要
⑤環境配慮への視点	事業内容や実施方法として環境に配慮した点を具体的に記述しているか	
⑥中長期的な事業の展望	今後の事業展望が明確であるか 中長期的な事業目標を視野にいれた執行がされているか	

各委員は上記の評価項目についての評価を行う。各評価項目には、指摘や意見等を付し、各項目の評価結果として「妥当である」若しくは「改善・検討が必要」の項目別評価を行う。

### 4 外部評価懇談会の実施

- (1) 各評価事業の所管課は、外部評価懇談会の開催日の 30 日前までに必要資料を各委員に提出するものとする。
- (2) 外部評価懇談会は、事前提出資料に基づき、事業所管課の担当者等へのヒアリングを中心に行うものとする。
- (3) 外部評価懇談会では、1 事業 30 分以内とし、概ね 20 分をヒアリング、10 分を各委員の評価の記載にあてるものとする。ただし、事業規模等により時間配分が異なることを妨げない。

## 5 関係委員の除外

次に該当する場合には、当該委員の評価は行わないものとする。

ア 委員が代表や役員になっている等の団体が当該事業に関与する場合

イ 委員が当該事業の実施にあたり多大な影響を与える立場にある場合

## 6 委任

この要領に定めるもののほか、高津区地域課題対応事業の外部評価について、必要な事項は、区長が定めるものとする。

### 附 則

(1) この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 平成21年1月21日制定、高津区地域課題対応事業外部評価実施要領は平成27年4月1日をもって廃止する。